



2022年 ディスクロージャー誌

DISCLOSURE 2022

まごころで奉仕する



東浴信用組合



ごあいさつ

組合員の皆さまには、平素より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

この度、当組合の現況(令和3年度第96期)をまとめましたので、ご理解を深めていただく資料として、ご高覧いただければ幸いに存じます。

東浴信用組合は、業界の皆さまに本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と経営基盤の強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年7月

東浴信用組合 理事長 金山一信

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ	2	【預金に関する指標】	60. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細) *	9
【概況・組織】		34. 預金種目別平均残高*	61. 有価証券、金銭の信託等の評価*	10.11
1. 事業方針	3	35. 預金者別預金残高	62. 外貨建資産残高	20
2. 事業の組織*	3	36. 財形貯蓄残高	63. オフバランス取引の状況	10
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	3	37. 職員1人当りの預金残高	64. 先物取引の時価情報	10
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	21	38. 1店舗当りの預金残高	65. オプション取引の時価情報	取扱いなし
5. 自動機器設置状況	21	39. 定期預金種類別残高*	66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*	13
6. 地区一覧	21	【貸出金等に関する指標】	67. 貸出金償却の額*	12
7. 組合員数	8	40. 貸出金種類別平均残高*	68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について**	21
8. 子会社の状況	21	41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	69. 会計監査人による監査*	21
【主要事業内容】		42. 貸出金金利区分別残高*	【その他の業務】	
9. 主要な事業の内容*	21	43. 貸出金使途別残高*	70. 内国為替取扱実績	21
10. 信用組合の代理業者*	取扱いなし	44. 貸出金業種別残高・構成比*	71. 外国為替取扱実績	20
【業務に関する事項】		45. 預貸率(期末・期中平均)*	72. 公共債戻販実績	20
11. 事業の概況*	3	46. 令和3年度制度融資実施状況	73. 公共債引受額	20
12. 経常収益*	8	47. 代理貸付残高の内訳	74. 手数料一覧	21
13. 業務純益等*	8	48. 職員1人当りの貸出金残高	【その他】	
14. 経常利益*	8	49. 1店舗当りの貸出金残高	75. トピックス	20
15. 当期純利益*	8	【有価証券に関する指標】	76. 沿革・歩み	3
16. 出資総口数、出資総額*	8	50. 商品有価証券の種類別平均残高* 取扱いなし	77. 継続企業の前提の重要な疑義*	該当なし
17. 総資産額*	8	51. 有価証券の種類別平均残高*	78. 浴場軒数	8
18. 純資産額*	8	52. 有価証券種類別残存期間別残高*	79. 総代会について**	22.23
19. 預金積金残高*	8	53. 預証率(期末・期中平均)*	80. 報酬体系について**	14
20. 貸出金残高*	8	【経営管理体制に関する事項】	81. 個人情報保護宣言	27
21. 有価証券残高*	8	54. 法令遵守の体制*	82. [通帳・カード]盗難・紛失時のご連絡先	26
22. 単体自己資本比率*	8	55. リスク管理体制*	【地域貢献に関する事項】	
23. 出資配当金*	8	資料編	83. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)**	24
24. 職員数*	8	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	84. 条件緩和に関する申込及び実施状況	24
【主要業務に関する指標】		57. 反社会的勢力に対する基本方針	85. 地域密着型金融推進計画の進捗状況	24
25. 業務粗利益及び業務粗利益率*	8	【財産の状況】	86. 地域密着型金融の取組み状況**	25
26. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支*	8	58. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*	87. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**	24
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、総資金利鞘等*	10	59. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び	88. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況*	25.26
28. 受取利息、支払利息の増減*	7	金融再生法開示債権の保全・引当状況*		
29. 役員取引の状況	8	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権		
30. その他業務収益の内訳	11	(2) 危険債権		
31. 経費の内訳	8	(3) 三月以上延滞債権		
32. 総資産経常利益率*	10	(4) 貸出条件緩和債権		
33. 総資産当期純利益率*	10	(5) 正常債権		

当組合のあゆみ(沿革)

- 1 当組合は、東京市の区部を営業範囲とする「有限責任東京浴場信用組合」として、公衆浴場業界の有志の方々によって、任意団体である東京浴場組合の付帯事業として「産業組合法」に基づき、昭和2年2月11日正式認可、昭和2年11月22日設立登記により、創立された。
- 2 目的は、業界の建築資金の調達、相互扶助、組合員の経済活動の促進、経済的地位の向上等であった。
昭和15年には、区部のみであった営業範囲に三多摩地区が加わり、東京府全域となった。
- 3 その後、昭和18年3月に「市街地信用組合法」が単独法として成立し、改組されて第二次世界大戦の終戦を迎えた。戦後の一時期は事務所焼失、書類の散逸等で、開店休業状態であったが、「金融機関再建整備法」に基づいて昭和23年3月戦後処理を完了し再発足した。
昭和25年2月に「中小企業等協同組合法」(昭和24年6月制定)に基づき組織変更をした。
この間、創立より名称の変更が何回かあった。
- 4 昭和26年6月「信用金庫法」が制定され、大部分の信用組合が信用金庫に転換したが、業域信用組合であった当組合は、信用組合として存続した。昭和28年4月に名称を現在の「東浴信用組合」に変更し現在に至っている。
- 5 現在の営業地区は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県となっている。

役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

理事長/金山 一信(※)	理事/渡辺 孝司(※)
専務理事/田村 保義(※)	理事/山口欧太郎(※)
常勤理事/戸谷 博幸	理事/柳澤 幸彦(※)
常勤理事/山田 博史	理事/砂田 興次(※)
常勤理事/角屋 光弘	理事/高田 勇吾(※)
理事/横山 正敏(※)	理事/北口 松雄(※)
理事/翁 洋三(※)	理事/冨永 正敏(※)
理事/戸波恵之助(※)	理事/島田 敏生(※)
理事/樋口 浩司(※)	理事/小嶋 誠(※)
理事/市川 俊一(※)	
理事/本田 義勝(※)	監事/野坂 和夫 (員外監事)
理事/石坂 慎一(※)	
理事/山田 知孝(※)	監事/安岡 孝
理事/石倉 幸雄(※)	
理事/田島 幸司(※)	
理事/武田 信玄(※)	
理事/澤 成一(※)	
理事/開発 久治(※)	

(令和4年3月31日現在)

- 注)1. 決算日後に生じた役員の異動
(令和4年6月24日通常総代会に於いて)
任期満了により監事 野坂和夫・監事 安岡孝が重任しました。
2. 監事 野坂和夫は、経理専門家の員外監事です。
3. 当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

事業方針

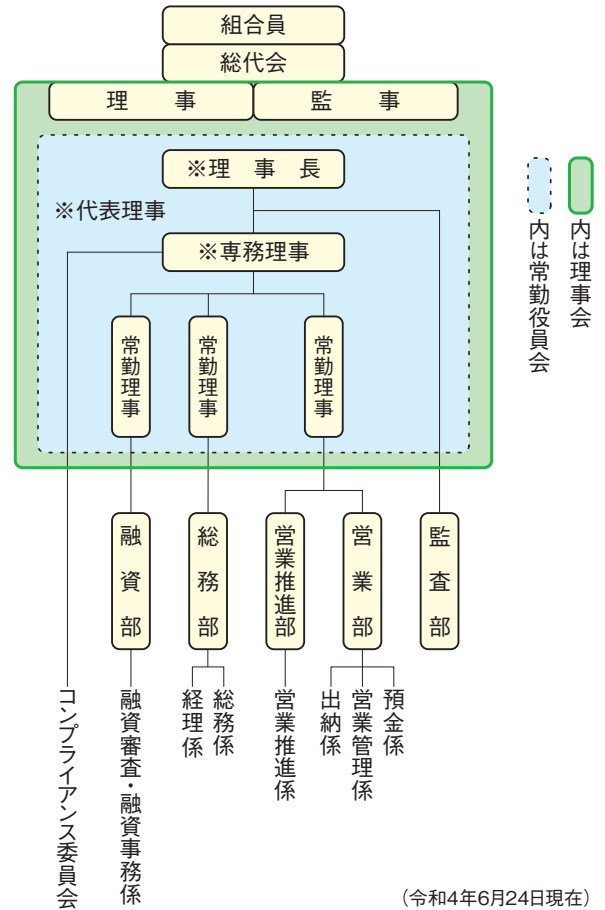
■基本方針

当組合は、その対象が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の公衆浴場業者の協同組織の上に存在する信用組合であり、相互扶助の精神のもと組合員の営業に関する資金の提供、生計の維持向上発展に寄与する金融機関であることを再認識して取り組みます。

■経営方針

- (1) 豊かな母体業界の実現と信頼される信用組合を目指す。
- (2) 良質な金融サービスの提供に努める。
- (3) 健全経営に徹し、収益力強化と自己資本の充実を図る。

事業の組織



(令和4年6月24日現在)

令和3年度経営環境・事業概況

1. 金融経済環境

昨年は新型コロナウイルス感染対応に明け暮れた1年でした。新型コロナウイルス感染が未だ収まらないなか、2月下旬から始まったロシアによるウクライナ侵攻が世界経済を揺るがせ、インフレ懸念、原油高など先行きが不透明な状況となっております。我が国経済においても、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続いております。政府、日銀等の各種政策の効果により持ち直しの動きがみられているなか、コロナワクチンの3回目の接種が進んでおり、コロナ感染の終息によって、一刻も早い経済の回復が待ち望まれている所です。金融分野においては、昨年より官民金融機関が総力を挙げて取組んできた無利子無担保融資などによる資金繰り支援により、企業の資金繰りは落ち着いていますが、コロナの影響が大きい外食・宿泊などの対面型サービス業においては、今後とも注意を払うことが必要となっております。地銀、信金、信組では、主な対象顧客である中小企業、個人事業主が未だ収まらないコロナウイルス感染症の影響で経営に支障をきたしている先に対して、継続して金融支援を行うと共に、コンサルタント機能を発揮するなどサポートしていくことが求められております。

2. 業績

期末総預金	484億74百万円	貸出金	384億80百万円
代理業務貸出金	13億38百万円	出資金	4億96百万円
当期純利益	1億79百万円		

当期の出資配当金の配当率については、6%といたします。

3. 事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

当組合は業域信用組合として、すべての組合員の皆様の頼りになる信用組合を目指し日々活動しております。浴場業界、組合員の皆様に対する安定した資金を供給することは、協同組織金融機関である当組合にとって、もっとも重要な社会的使命であります。金融サービスにおいても量・質ともにレベルアップを図り、業界のベストパートナーとして顧客満足の向上を目指してまいります。特に令和2年初旬から発症した「新型コロナウイルス感染症」はいまだ収束せず、売上・入浴者数が完全に回復しない中において、さらに国際情勢を要因とした、「円安」「石油高騰」は銭湯経営に大きな影響を与えている状況にあります。当組合では、新型コロナウイルス感染症により、売上の減少等による資金繰りの不安を解消するためにいち早く「新型コロナウイルス感染症対策関連ローン」を創設しましたが、燃料費の高騰などによる運転資金の資金繰り補填についても最適な資金サポートを行えるよう万全な態勢を整えております。そのために、労務サービスの無償化の継続と訪問営業活動をさらに強化し、皆様の「声」をいち早く収集し、適宜適切に皆様のお力になれるよう全力で対応いたします。

貸借対照表

(単位：千円)

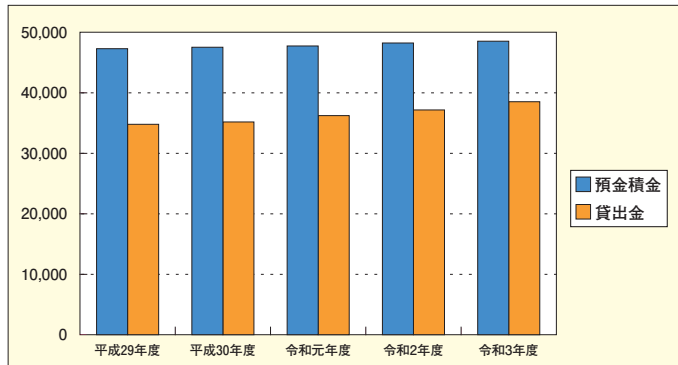
科目 (資産の部)	金額	
	令和2年度	令和3年度
現金	194,629	196,145
預け金	15,266,764	14,592,000
有価証券	15,046,764	14,776,137
国債	1,285,520	1,259,100
地方債	115,820	113,800
短期社債	—	—
社債	12,911,584	12,627,870
株式	151,340	188,787
その他の証券	582,500	586,580
貸出金	37,121,682	38,480,983
割引手形	—	—
手引貸付	1,241,591	606,352
証書貸付	35,797,197	37,767,745
当座貸越	82,894	106,886
その他資産	595,287	586,075
未決済為替貸	1,780	729
全信組連出資金	469,000	469,000
前払費用	13,532	13,790
未収収益	74,202	71,589
リース投資資産	—	—
その他の資産	36,771	30,966
有形固定資産	196,692	198,206
建物	69,006	73,477
土地	109,522	109,522
リース資産	—	—
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	18,163	15,206
無形固定資産	507	507
ソフトウェア	—	—
のれん	—	—
リース資産	—	—
その他の無形固定資産	507	507
前払年金費用	—	—
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	1,135,491	1,000,619
貸倒引当金	△98,662	△95,806
(うち個別貸倒引当金)	(△35,798)	(△32,725)
資産の部合計	69,459,158	69,734,868

科目 (負債の部)	金額	
	令和2年度	令和3年度
預金積金	48,178,693	48,474,158
当座預金	58,128	81,001
普通預金	11,371,617	11,988,146
貯蓄預金	147,965	147,478
通知預金	—	—
定期預金	32,882,896	32,503,341
定期積金	3,660,262	3,696,801
その他の預金	57,822	57,388
借入金	6,700,000	6,600,000
借入金	—	—
当座借越	6,700,000	6,600,000
再割引手形	—	—
その他負債	151,911	180,404
未決済為替借	6,275	3,716
未払費用	9,268	8,751
給付補填備金	4,389	4,004
未払法人税等	44,179	68,710
前受収益	4,086	2,234
払戻未済金	—	90
職員預り金	73,869	82,948
リース債務	—	—
資産除去債務	—	—
その他の負債	9,843	9,949
賞与引当金	11,953	12,416
退職給付引当金	163,339	149,234
役員退職慰労引当金	89,141	94,240
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	19,489	34,075
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	1,135,491	1,000,619
負債の部合計	56,450,020	56,545,150
(純資産の部)		
出資金	496,139	496,049
普通出資金	496,139	496,049
優先出資金	—	—
その他の出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	12,319,710	12,469,382
利益準備金	496,139	496,139
その他利益剰余金	11,823,570	11,973,242
特別積立金	10,700,000	10,800,000
当期末処分剰余金	1,123,570	1,173,242
組合員勘定合計	12,815,849	12,965,432
その他有価証券評価差額金	193,288	224,285
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	193,288	224,285
純資産の部合計	13,009,137	13,189,717
負債及び純資産の部合計	69,459,158	69,734,868

預金積金・貸出金の推移

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預金積金	47,238	47,478	47,687	48,178	48,474
貸出金	34,751	35,137	36,186	37,121	38,480



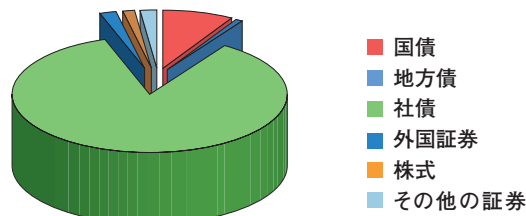
貸出金以外の運用

(単位：千円)

お客さまのご預金の一部を安全性や収益性に留意して、有価証券等で運用しています。
有価証券残高 14,776百万円

預金率 30.48% (期末残)
(預金に占める有価証券の割合)

国債	8.5%	1,259,100
地方債	0.8%	113,800
社債	85.5%	12,627,870
外国証券	2.1%	316,090
株式	1.3%	188,787
その他の証券	1.8%	270,490
合計	100.0%	14,776,137



貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち市場価格の無い株式等以外のものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については8年～50年を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 8年～50年
その他 3年～20年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
また、当組合は複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。なお、当該基金は代行部分を国に返上する許可を得て令和3年3月1日より確定給付企業年金基金に移行しております。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)
年金資産の額 238,577,698千円
年金財政計算上の給付債務の額 229,590,223千円
差引額 8,987,475千円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合(自令和2年4月分～至令和3年3月分) 0.277%

- 補足説明
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務費用残高15,766,022千円であり、本制度における過去勤務費用の償却方法は元利均等償却(残年数12年)であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金11,602千円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給付の額に乗じて算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 313,200千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 当組合には子会社等はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 281,332千円

- 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 113,292千円
危険債権額 488,947千円
三月以上延滞債権額 —
貸出条件緩和債権額 —
合計額 602,240千円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 4,500,000千円
有価証券 2,522,260千円
担保資産に対応する債務 借入金 6,600,000千円
上記のほか、公金取扱い、水道料口座振替保証金、為替決済保証金、債権回収支援保障基金のため、その他の資産2,000千円、預け金721,720千円を担保として提供しております。
- 出資1口当たりの純資産額は、1,329円47銭であります。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

- 信用リスクの管理
当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤役員会や理事会を開催し審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

- 金利リスクの管理
当組合は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMIに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤役員会において決定されたALMIに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握、確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、モニタリングを行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤役員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」であります。当組合では、これら金融資産、金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇時、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、経済価値は1,391百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
上記のほか、当組合では、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当組合のVaRは分散・共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、令和4年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当組合の市場リスク量(損失の推定値)は全体で141百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理規定に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

17. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	14,592,000	14,717,645	125,645
(2) 有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	14,754,037	14,754,037	—
(3) 貸出金(*1)	38,480,983	—	—
貸倒引当金(*2)	△95,806	—	—
	38,385,176	39,130,079	744,902
金融資産計	67,731,214	68,601,762	870,548
(1) 預金積金(*1)	48,474,158	48,492,708	18,549
(2) 借入金	6,600,000	6,600,000	—
金融負債計	55,074,158	55,092,708	18,549

- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価

値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については帳簿簿価を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	22,100
組合出資金(*)	469,000
合 計	491,100

(*) 非上場株式及び組合出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日以後の償還予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超
預 け 金	14,592,000	—	—	—
貸 出 金	932,012	1,483,246	3,130,675	32,935,048
有 価 証 券	1,002,720	4,640,110	7,554,230	1,119,800
満期保有目的の債券	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,002,720	4,640,110	7,554,230	1,119,800
合 計	16,526,732	6,123,356	10,684,905	34,054,848

(*) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:千円)

	1年以内	1年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超
預 金 積 金	42,246,791	5,726,163	21,644	—
借 用 金	1,700,000	4,900,000	—	—
合 計	43,946,791	10,626,163	21,644	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

18. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」、「社債」、「外国証券」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下21.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
- (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	166,687	98,462	68,225
債 券	8,564,780	8,300,420	264,359
国 債	1,259,100	1,144,739	114,360
地 方 債	113,800	106,036	7,763
社 債	7,191,880	7,049,644	142,235
そ の 他	270,490	217,520	52,969
外 国 証 券	—	—	—
そ の 他 の 証 券	270,490	217,520	52,969
小 計	9,001,957	8,616,403	385,553

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:千円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	5,435,990	5,506,381	△70,391
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	5,435,990	5,506,381	△70,391
そ の 他	316,090	320,090	△4,000
外 国 証 券	316,090	320,090	△4,000
そ の 他 の 証 券	—	—	—
小 計	5,752,080	5,826,471	△74,391
合 計	14,754,037	14,442,875	311,162

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(注) 2. 当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

19. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

20. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

21. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額は次のとおりであります。(単位:千円)

種 類	1年以内	1年超～5年以内	5年超～10年以内	10年超
債 券	1,002,720	4,433,010	7,445,240	1,119,800
国 債	—	—	583,720	675,380
地 方 債	—	—	—	113,800
社 債	1,002,720	4,433,010	6,861,520	330,620
そ の 他	—	207,100	108,990	—
外 国 証 券	—	207,100	108,990	—
合 計	1,002,720	4,640,110	7,554,230	1,119,800

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,293,812千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,293,812千円です。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金損算入限度額超過額	41,666 千円
役員退職慰労引当金損算入限度額超過額	26,312
賞与引当金損算入限度額超過額	3,466
固定資産減損損失	5,607
減価償却限度超過額	2,645
その他	5,021
繰延税金資産小計	84,719
評価性引当額	△31,919
繰延税金資産合計	52,800 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	86,876
繰延税金負債合計	86,876
繰延税金負債の純額	34,075 千円

24. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

25. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

当事業年度の計算書類に計上した金額 95,806千円

貸倒引当金の算定方法は注記5に記載のとおりであります。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への影響は貸出金等の信用リスクに影響を及ぼす可能性があるとして認識しており、当事業年度末においては入手可能な情報及び合理的と判断する一定の前提に基づき貸倒引当金を計上しております。翌事業年度の新型コロナウイルスの感染状況やそれが与える経済への影響が見積りと異なった場合は、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

26. 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	831,755	854,215
資金運用収益	796,496	830,986
貸出金利息	624,742	665,015
預け金利息	16,315	16,507
有価証券利息配当金	143,509	131,893
その他の受入利息	11,929	17,570
役務取引等収益	24,188	16,274
受入為替手数料	5,278	4,908
その他の受入手数料	18,910	11,366
その他の役務収益	—	—
その他業務収益	1,406	1,866
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	1,406	1,866
その他経常収益	9,663	5,088
貸倒引当金戻入益	2,188	2,855
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	7,475	2,232
経 常 費 用	679,751	601,107
資金調達費用	12,943	9,690
預金利息	9,682	7,057
給付補填備金繰入額	2,944	2,234
借入金利息	—	—
その他の支払利息	316	398
役務取引等費用	6,951	7,803
支払為替手数料	2,409	2,168
その他の支払手数料	3,812	4,875
その他の役務費用	728	760
その他業務費用	76,820	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	76,820	—
その他の業務費用	—	—
経 費	583,037	583,607
人 件 費	399,105	398,911
物 件 費	178,196	180,078
税 金	5,735	4,617
その他経常費用	—	5
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	—	5
経 常 利 益	152,003	253,108

科 目	令和2年度	令和3年度
特 別 利 益	2	—
固定資産処分益	2	—
負ののれん発生益	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	0	0
固定資産処分損	0	0
減 損 損 失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	152,006	253,108
法人税、住民税及び事業税	47,019	71,087
法人税等調整額	899	2,579
法人税等合計	47,918	73,667
当期純利益	104,087	179,440
繰越金(当期首残高)	1,019,483	993,802
当期末処分剰余金	1,123,570	1,173,242

(注) 1.記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2.出資1口当りの当期純利益 18円8銭



剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	1,123,570	1,173,242
利益準備金取崩額	—	90
剰余金処分量	129,768	29,768
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	29,768	29,768
	(年6%の割合)	(年6%の割合)
特別積立金	100,000	—
繰越金(当期末残高)	993,802	1,143,564

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	7,566	34,490
支払利息の増減	△6,949	△3,252

経費の内訳

(単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度
人件費	399,105	398,911
報酬給料手当	325,634	324,841
退職給付費用	26,429	23,298
その他	47,040	50,772
物件費	178,196	180,078
事務費	60,068	63,674
固定資産費	32,336	35,362
事業費	45,298	43,206
人事厚生費	14,604	11,099
有形固定資産償却	10,919	12,706
無形固定資産償却	—	—
その他	14,968	14,028
税金	5,735	4,617
経費合計	583,037	583,607

役務取引の状況

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
役務取引等収益	24,188	16,274
受入為替手数料	5,278	4,908
その他の受入手数料	18,910	11,366
その他の役務収益	—	—
役務取引等費用	6,951	7,803
支払為替手数料	2,409	2,168
その他の支払手数料	3,812	4,875
その他の役務費用	728	760

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	796,496	830,986
資金調達費用	12,943	9,690
資金運用収支	783,553	821,296
役務取引等収益	24,188	16,274
役務取引等費用	6,951	7,803
役務取引等収支	17,237	8,471
その他業務収益	1,406	1,866
その他業務費用	76,820	—
その他の業務収支	△75,413	1,866
業務粗利益	725,376	831,633
業務粗利益率	1.07 %	1.21 %
業務純益	142,339	248,026
実質業務純益	142,339	248,026
コア業務純益	219,159	248,026
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	219,159	248,026



- (注)1.業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$
 2.業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
 3.実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
 4.コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	837,554	808,449	843,633	831,755	854,215
経常利益	162,679	170,131	185,789	152,003	253,108
当期純利益	102,660	113,866	127,850	104,087	179,440
預金積金残高	47,238,309	47,478,967	47,687,565	48,178,693	48,474,158
貸出金残高	34,751,666	35,137,544	36,186,948	37,121,682	38,480,983
有価証券残高	15,486,470	15,985,694	14,951,277	15,046,764	14,776,137
総資産額	65,881,132	66,161,860	67,501,849	69,459,158	69,734,868
純資産額	12,944,763	13,035,337	12,923,676	13,009,137	13,189,717
自己資本比率(単体)	27.16 %	26.79 %	26.38 %	26.30 %	26.32 %
職員数	46 人	45 人	44 人	42 人	42 人
組合員数	4,027 人	4,068 人	4,085 人	4,127 人	4,168 人
出資総口数	9,922,992 口	9,922,793 口	9,922,793 口	9,922,793 口	9,920,992 口
出資総額	496,149	496,139	496,139	496,139	496,049
出資に対する配当金	44,653	24,807	24,806	29,768	29,768
浴場軒数	都内 554 軒	都内 536 軒	都内 512 軒	都内 490 軒	都内 473 軒
	3県 248 軒	3県 234 軒	3県 222 軒	3県 208 軒	3県 199 軒

- (注)1.残高計数は期末日現在のものです。
 2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。
 3.3県の令和4年3月末時点の内訳(神奈川県126軒・千葉県39軒・埼玉県34軒)

自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

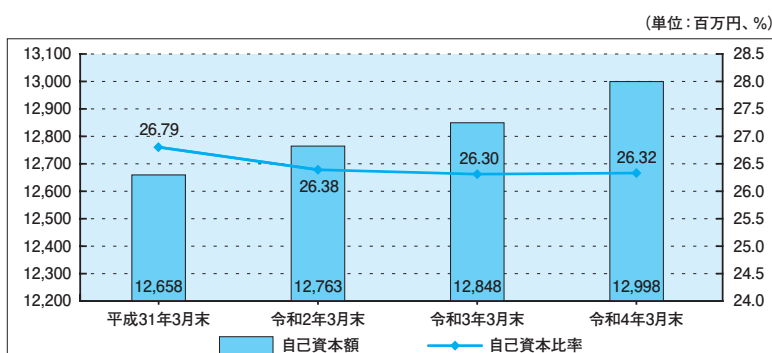
項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	12,786,081	12,935,663
うち、出資金及び資本剰余金の額	496,139	496,049
うち、利益剰余金の額	12,319,710	12,469,382
うち、外部流出予定額(△)	29,768	29,768
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	62,863	63,081
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	62,863	63,081
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	12,848,945	12,998,745
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	365	365
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	365	365
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	365	365
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	12,848,579	12,998,379
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	47,374,485	47,853,159
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△876,928	△155,516
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△876,928	△155,516
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,475,917	1,523,129
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	48,850,402	49,376,288
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	26.30%	26.32%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本額と自己資本比率の推移

令和4年3月期の当組合の自己資本比率は26.32%で、国内金融機関が健全性の基準とする4%を上回り、高い水準を維持しています。

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみる上で最も代表的かつ重要な指標です。



資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	令和2年度	67,228,330 千円	796,496 千円	1.18 %	
	令和3年度	68,171,789	830,986	1.21	
	うち貸出金	令和2年度	36,437,336	624,742	1.71
	令和3年度	37,799,526	665,015	1.75	
	うち預け金	令和2年度	15,041,704	16,315	0.10
	令和3年度	15,228,246	16,507	0.10	
資金調達勘定	令和2年度	54,688,442	12,943	0.02	
	令和3年度	55,583,040	9,690	0.01	
	うち預金積金	令和2年度	48,050,583	12,626	0.02
	令和3年度	48,616,211	9,291	0.01	
	うち譲渡性預金	令和2年度	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	
うち借入金	令和2年度	6,573,698	—	—	
	令和3年度	6,886,027	—	—	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度157百万円、令和3年度156百万円)を、控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位: %)

区 分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.22	0.36
総資産当期純利益率	0.15	0.26

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回 (a)	1.18	1.21
資金調達原価率 (b)	1.08	1.06
総資金利鞘 (a - b)	0.10	0.15

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

その他有価証券

(単位: 千円)

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	129,240	98,462	30,777	166,687	98,462	68,225
	債 券	9,800,234	9,481,462	318,771	8,564,780	8,300,420	264,359
	国 債	1,285,520	1,149,497	136,022	1,259,100	1,144,739	114,360
	地 方 債	115,820	106,557	9,262	113,800	106,036	7,763
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	8,398,894	8,225,408	173,485	7,191,880	7,049,644	142,235
	そ の 他	261,580	217,520	44,059	270,490	217,520	52,969
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	261,580	217,520	44,059	270,490	217,520	52,969	
小 計	10,191,054	9,797,446	393,607	9,001,957	8,616,403	385,553	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	4,512,690	4,634,555	△121,865	5,435,990	5,506,381	△70,391
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,512,690	4,634,555	△121,865	5,435,990	5,506,381	△70,391
	そ の 他	320,920	324,504	△3,584	316,090	320,090	△4,000
	外 国 証 券	320,920	324,504	△3,584	316,090	320,090	△4,000
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	
小 計	4,833,610	4,959,060	△125,450	5,752,080	5,826,471	△74,391	
合 計	15,024,664	14,756,506	268,157	14,754,037	14,442,875	311,162	

(注) 1. 上記の「その他の証券」は、優先出資証券です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	22,100	22,100
全 信 組 連 出 資 金	469,000	469,000
合 計	491,100	491,100

(注)非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	1,406	1,866
その他業務収益合計	1,406	1,866

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
1店舗当りの預金残高	48,178	48,474
1店舗当りの貸出金残高	37,121	38,480

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和2年度	令和3年度	
預 貸 率	(期 末)	77.04	79.38
	(期中平均)	75.83	77.75
預 証 率	(期 末)	31.23	30.48
	(期中平均)	31.80	30.18

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当りの預金残高	1,147	1,154
職員1人当りの貸出金残高	883	916

$$(注)1.預貸率 = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2.預証率 = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:千円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	11,813,894	24.6	12,315,334	25.3
定期性預金	36,236,689	75.4	36,300,877	74.7
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	48,050,583	100.0	48,616,211	100.0

預金者別預金残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	40,897,902	84.9	40,624,392	83.8
法人	7,280,790	15.1	7,849,766	16.2
一般法人	7,277,789	(15.1)	7,848,277	(16.2)
金融機関	980	(0.0)	623	(0.0)
公 金	2,020	(0.0)	864	(0.0)
合 計	48,178,693	100.0	48,474,158	100.0

財形貯蓄残高

該当事項なし

定期預金種類別残高

(単位:千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利定期預金	32,873,166	32,493,610
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	9,729	9,731
合 計	32,882,896	32,503,341



資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:千円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	1,440,052	4.0	743,593	2.0
証書貸付	34,902,035	95.8	36,966,927	97.8
当座貸越	95,248	0.2	89,005	0.2
合 計	36,437,336	100.0	37,799,526	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	1,349,772	8.8	1,149,797	7.8
地方債	107,102	0.7	106,577	0.7
短期社債	—	—	—	—
社 債	13,156,229	86.1	12,755,744	87.0
株 式	120,646	0.8	120,749	0.8
外国証券	328,897	2.2	324,481	2.2
その他の証券	217,641	1.4	217,666	1.5
合 計	15,280,290	100.0	14,675,016	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

貸出金使途別残高

(単位:千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,587,948	4.3	1,728,578	4.5
設 備 資 金	35,533,734	95.7	36,752,404	95.5
合 計	37,121,682	100.0	38,480,983	100.0

貸出金償却額

(単位:千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	—	—

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:千円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国 債	令和2年度末	—	362,340	923,180	—
	令和3年度末	—	583,720	675,380	—
地方債	令和2年度末	—	—	115,820	—
	令和3年度末	—	—	113,800	—
短期 社 債	令和2年度末	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—
社 債	令和2年度末	1,944,864	3,301,040	7,231,570	434,110
	令和3年度末	1,002,720	4,433,010	6,861,520	330,620
株 式	令和2年度末	—	—	—	151,340
	令和3年度末	—	—	—	188,787
外国 証 券	令和2年度末	—	107,310	213,610	—
	令和3年度末	—	207,100	108,990	—
その他 の証券	令和2年度末	—	—	—	261,580
	令和3年度末	—	—	—	270,490
合 計	令和2年度末	1,944,864	3,408,350	7,807,520	1,473,110
	令和3年度末	1,002,720	4,640,110	7,554,230	1,119,800

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
当組合預金積金	令和2年度末	1,510,879	4.1	—
	令和3年度末	596,502	1.6	—
有 価 証 券	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
動 産	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
不 動 産	令和2年度末	34,682,597	93.4	930,491
	令和3年度末	37,106,339	96.4	807,019
そ の 他	令和2年度末	3,136	0.0	—
	令和3年度末	3,943	0.0	—
小 計	令和2年度末	36,196,613	97.5	930,491
	令和3年度末	37,706,785	98.0	807,019
信用保証協会・信用保険	令和2年度末	4,328	0.0	—
	令和3年度末	—	—	—
保 証	令和2年度末	4,969	0.0	—
	令和3年度末	4,468	0.0	—
信 用	令和2年度末	915,771	2.5	205,000
	令和3年度末	769,729	2.0	193,600
合 計	令和2年度末	37,121,682	100.0	1,135,491
	令和3年度末	38,480,983	100.0	1,000,619

貸出金利区分別残高

(単位:千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利貸出	5,482,569	4,023,981
変動金利貸出	31,639,113	34,457,002
合 計	37,121,682	38,480,983

貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	51,886	62,863	—	51,886
	令和3年度	62,863	63,081	—	62,863
個別貸倒引当金	令和2年度	48,964	35,798	—	48,964
	令和3年度	35,798	32,725	—	35,798
合 計	令和2年度	100,850	98,662	—	100,850
	令和3年度	98,662	95,806	—	98,662

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:千円、%)

業 種 別	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	231,746	0.6	216,214	0.6
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	3,598	0.0	2,694	0.0
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	156,216	0.4	155,797	0.4
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	9,112,074	24.6	8,940,056	23.2
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	47,050	0.1	33,250	0.1
飲食業	4,400	0.0	7,732	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	15,804,343	42.6	16,563,599	43.1
教育、学習支援業	17,424	0.1	28,569	0.1
医療、福祉	—	—	—	—
その他のサービス	1,450,624	3.9	3,010,189	7.8
その他の産業	—	—	—	—
小 計	26,827,477	72.3	28,958,103	75.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅消費・納税資金等)	10,294,205	27.7	9,522,879	24.7
合 計	37,121,682	100.0	38,480,983	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

令和3年度制度融資実施状況

(単位:件数、千円)

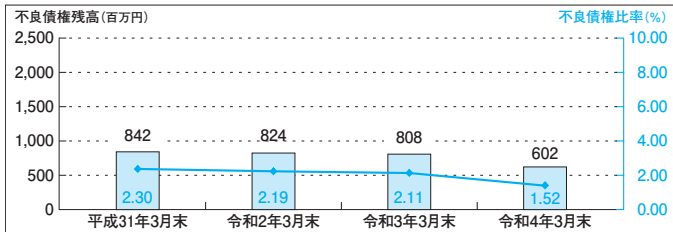
都・区制度融資	令和2年度末		令和3年度末		新規実行分	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
東京都制度融資	9	518,620	8	419,244	—	—
東京都各区制度融資	18	507,728	20	561,914	2	100,000
合 計	27	1,026,348	28	981,158	2	100,000

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:千円、%)

区 分	残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	113,184	113,184	—	100.00	100.00
	令和3年度	113,292	113,292	—	100.00	100.00
危険債権	令和2年度	695,577	525,108	35,798	80.63	21.00
	令和3年度	488,947	332,913	32,725	74.78	21.00
要管理債権	令和2年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
小計	令和2年度	808,761	638,292	35,798	83.34	21.00
	令和3年度	602,240	446,206	32,725	79.52	21.00
正常債権	令和2年度	37,473,741	—	—	—	—
	令和3年度	38,906,244	—	—	—	—
合計	令和2年度	38,282,502	—	—	—	—
	令和3年度	39,508,485	—	—	—	—

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
 3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。
 6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。
 7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものです。
 10.金額は決算後(償却後)の計数です。



(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区分	当期中の報酬支払額	総代会等で定められた報酬限度額
理事	63,110	65,000
監事	2,876	3,500
合計	65,986	68,500

- (注) 1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2.支払人数は、理事32名、監事2名です。(期中に退任した者を含む)
 3.上記以外に支払った役員退職慰労金は、2,314千円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2.「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。
 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

「コンプライアンス」とは、企業が行う取引において様々な法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的な規範を全うすることをいいます。業域・地域で最も信頼される金融機関を目指している当組合は、倫理感の高い信用組合として全役員が倫理意識の高揚と法令等遵守マインドの向上に努めています。コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス委員会」を設置しており、各部にはコンプライアンス委員を配置し、コンプライアンス態勢を整備しています。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、下記の窓口をご利用ください。

【窓口：東浴信用組合 総務部またはコンプライアンス委員会お客様相談室】

電話番号 03-3865-8568

受付日 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時30分～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.touyoku.shinkumi.jp>

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、左記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご相談ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日 月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(電話：03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記信用組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。

リスク管理体制

— 一定性的事項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。

普通出資	①発行主体：東浴信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：496百万円
------	--

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合のコア資本は、その大部分が出資金及び利益剰余金で構成されており、経営の健全性、安全性を十分に保っているものと評価しております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、信用許容先(貸出先、有価証券の投資先等)の財務状況の悪化等により金融機関の資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は毎年資産の自己査定を厳格に実施、与信先の業況を的確に把握し、厳格な引当を実施することにより、リスクの削減に努めております。
管理体制	当組合は「リスクに関する基本規程」及び「信用リスク管理規程」に基づき、理事会、及び常勤役員会を中心に管理体制を確立。リスクを識別、評価し、コントロールしております。
評価・計測	当組合の「資産自己査定規程」に基づき貸出資産等の自己査定を実施し、資産の回収リスク・毀損度合いを査定し、その査定結果について「決算経理及び償却・引当の基準要領」に従い厳格な引当を実施しております。

■貸倒引当金の計算基準

資産自己査定にて、資産の回収リスク・毀損度合いにより貸出資産等を分類し、その分類額に債務者区分ごとに過去の倒産実績に基づき算定した貸倒引当率を乗じ、適正な貸倒引当金を計上しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

- 有価証券エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
- JCR(株式会社日本格付研究所)
- R&I(株式会社格付投資情報センター)
- Moody's(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)
- S&P(スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス)

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証等が該当します。当組合では融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、経営者の資質等、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全処置は補完的な位置付けとして管理しております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証等がありますが、適切な事務取扱、及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、通常業務の遂行に伴い発生するリスクで、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクです。当組合では、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、災害犯罪等リスク、風評リスクをオペレーショナル・リスクの管理対象としております。
管理体制	当組合では、「事務リスク管理規程」・「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。また、これらのリスクに関しましては、常勤役員会で協議検討を行うとともに理事会に対し報告を行う体制としております。
評価・計測	当組合では、リスクの計測は基礎的手法を採用しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
当組合は、粗利益に一定の掛目(15%)を適用する「基礎的手法」を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券及び出資金等であり、金利、株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化や破綻により当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクを指します。
管理体制	当組合では、上場株式、非上場株式と、全国信用協同組合連合会の出資金、信金中央金庫の優先出資証券を保有しております。非上場株式及び出資金につきましては、上場株式と同様に有価証券運用規程に基づき適正な運用・管理を行っております。
評価・計測	当組合では、リスクの状況について財務諸表や運用報告をもとに当組合の自己査定基準に基づき、厳正な資産査定を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に影響を与えるリスクであります。
管理体制	当組合では、ALMIによって金利リスクの算出及び分析を行い、常勤役員会へ報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	
銀行勘定の金利リスク(IRRBB)の算定にあたり考慮している前提等は以下のとおりです。	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 流動性預金に割り当てられた金利改定の最長満期は5年、平均満期は1.25年です。 2. 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を用いています。 3. 「固定金利貸出の期限前返済」、「定期預金の早期解約」は金融庁が定める保守的な前提を用いています。 4. 当組合は円金利のみを管理対象としております。 5. 算定にあたり、割引金利やキャッシュ・フローにスプレッドは含めていません。 6. 内部モデルは使用していません。 7. 自己資本比率や有価証券の含み損益、その他の指標等を総合的に鑑みて、健全性については問題ありません。 8. リスク計測の頻度は3ヶ月毎です。 	

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	47,374	1,894	47,853	1,914
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	48,251	1,930	48,008	1,920
(i) ソブリン向け	54	2	53	2
(ii) 金融機関向け	2,098	83	2,082	83
(iii) 法人等向け	25,472	1,018	25,723	1,028
(iv) 中小企業等・個人向け	504	20	575	23
(v) 抵当権付住宅ローン	390	15	761	30
(vi) 不動産取得等事業向け	3,733	149	3,408	136
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) 出資等	338	13	338	13
出資等のエクスポージャー	338	13	338	13
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xi) その他	15,660	626	15,065	602
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△876	△35	△155	△6
⑥ CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	1,475	59	1,523	60
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	48,850	1,954	49,376	1,975

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	68,965	69,199	38,283	39,507	14,116	13,806	—	—	—	—
国 外	324	320	—	—	324	320	—	—	—	—
地 域 別 合 計	69,290	69,519	38,283	39,507	14,440	14,126	—	—	—	—
製 造 業	4,037	3,820	231	216	3,706	3,505	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	219	316	19	16	200	300	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	200	—	—	—	200	—	—	—	—
情 報 通 信 業	701	601	—	—	701	601	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	2,632	2,726	—	—	2,632	2,726	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,988	1,884	156	157	1,832	1,727	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	18,087	17,227	—	—	2,112	1,926	—	—	—	—
不 動 産 業	10,678	10,508	9,417	9,351	1,260	1,156	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	47	33	47	33	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	11	14	11	14	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	17,358	17,904	17,358	17,904	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	17	28	17	28	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,658	3,216	1,558	3,116	100	100	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	205	193	205	193	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,474	1,466	—	—	1,474	1,466	—	—	—	—
個 人	9,259	8,474	9,259	8,474	—	—	—	—	—	—
そ の 他	912	901	—	—	419	416	—	—	—	—
業 種 別 合 計	69,290	69,519	38,283	39,507	14,440	14,126	—	—	—	—
1 年 以 下	18,970	16,550	1,861	1,125	1,981	1,000	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	2,594	2,565	887	659	1,707	1,906	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	2,405	3,634	688	901	1,716	2,732	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	4,553	4,102	1,068	738	3,485	3,364	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	5,658	6,656	1,451	2,558	4,207	4,097	—	—	—	—
10 年 超	33,668	34,548	32,326	33,523	1,341	1,024	—	—	—	—
期間の定めのないもの	140	168	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1,299	1,292	—	—	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	69,290	69,519	38,283	39,507	14,440	14,126	—	—	—	—

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.13をご参照ください。

経営内容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	7,919	—	6,391
10%	—	114	—	113
20%	2,209	10,029	2,210	9,843
35%	—	1,115	—	2,175
50%	6,544	—	7,951	—
75%	—	644	—	745
100%	4,321	36,354	3,198	36,858
150%	—	—	—	—
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	35	—	32
合計	13,076	56,213	13,359	56,159

(注)1.格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:千円)

業種別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	目的使用		その他		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	630	216	216	—	—	—	630	216	216	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	48,121	35,459	35,459	32,668	—	—	48,121	35,459	35,459	32,668	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	212	122	122	56	—	—	212	122	122	56	—	—
合計	48,964	35,798	35,798	32,725	—	—	48,964	35,798	35,798	32,725	—	—

(注)1.当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,475	550	—	—	—	—

(注)1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

経営内容

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:千円)

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	390,820	390,820	437,177	437,177
非上場株式等	491,100	491,100	491,100	491,100
合計	881,920	881,920	928,277	928,277

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
評価損益	74,836	121,194

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	1,391	1,232	65	56				
2	下方パラレルシフト	0	0	4	6				
3	スティープ化	924	818						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	1,391	1,232	65	56				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	12,998		12,848					

(注)1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(平成31年2月18日)による改正を受け、平成31年3月末からΔEVE、また令和2年3月末からΔNIIを開示しております。

※ΔEVEとは、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

また、ΔNIIとは銀行勘定の金利リスク(IRRBB)のうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:千円)

区分	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	1,592,079	1,338,897
独立行政法人住宅金融支援機構	94,353	—
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	—	—
その他の	—	—
合計	1,686,432	1,338,897

トピックス

- 令和 3年 4月 1日 第41回懸賞金付定期預金の取扱開始(4月1日～9月30日)
負けるな!銭湯応援預金の取扱開始(4月1日～6月30日)
東浴特別定期預金・定期積金の取扱開始(4月1日～6月30日)
- 6月25日 (第96期)令和3年度通常総代会開催
- 7月 1日 台湾・台北2泊3日の旅
募集期間(7月1日～10月29日)
コロナワクチン接種おめでとう定期預金の取扱開始(7月1日～9月30日)

- 令和 3年 7月26日 2021ディスクロージャー誌発行
- 10月 1日 第42回懸賞金付定期預金の取扱開始(10月1日～令和4年3月31日)
東浴特別定期預金・定期積金の取扱開始(10月1日～令和4年3月31日)
とうよく住宅ローンの取扱開始(10月1日～令和4年3月31日)
- 11月 1日 「デビューとベテランそしてレジェンド定期積金」の取扱開始(11月1日～令和4年3月31日)
- 11月 5日 地域密着型金融推進計画の取組状況店頭開示
- 11月26日 ミニディスクロージャー誌発行
- 12月 1日 がんばれ風呂っこ応援定期預金の取扱開始(12月1日～令和4年3月31日)
- 令和 4年 1月 4日 定期預金・定期積金 ユニークペーパー福・ふくキャンペーンの取扱開始(1月4日～3月31日)
- 4月 1日 第43回懸賞金付定期預金の取扱開始(4月1日～9月30日)
東浴特別定期預金の取扱開始(4月1日～6月30日)
原油高騰・光熱費増加支援融資<りらいふ>の取扱開始(4月1日～9月30日)
浴場業者向け専用ローン「がんばれ銭湯」取扱開始(4月1日～9月30日)

手数料一覧

(令和4年4月1日現在)

種	類	基 準	手 数 料
振 込	他 行	電信扱	550円 5万円未満 770円 5万円以上
		文書扱	550円 770円
	送金		他行
		代金取立	他行
そ の 他	振込・送金・組戻手数料		440円
	不渡手形返却手数料		440円
	取立手形の組戻手数料		440円
	取立手形店頭呈示手数料		440円
手形・小切手交付手数料		手形帳(25枚) 660円 小切手帳(50枚) 880円	
通帳・証書再発行手数料(1冊・1枚に付き)			1,100円
カード再発行手数料(1枚に付き)			1,100円
残高証明発行手数料(1通に付き)			550円
利息証明書発行手数料(1通に付き)			550円
自己宛小切手発行手数料(1枚に付き)			550円
貯蓄預金(1型)1ヶ月に支払回数6回目より(1回に付き)			110円
新札(紙幣)お引き出し・両替手数料		1枚~10枚 無料 11枚~500枚 550円 501枚以上 500枚毎に550円加算	
融 資 関 係 手 数 料			
不動産担保事務取扱			
(1)新規設定(1件)			55,000円
(2)極度額・追加担保・担保差替(1件)			33,000円
(3)不動産担保抹消手数料[根抵当権1件に付き]			11,000円
(4)不動産担保抹消手数料[抵当権1件に付き]			5,500円
*担保抹消会手数料 東京・千葉・埼玉・神奈川11,000円 左記以外22,000円			
各種ローン事務取扱			
証書貸付			
1.全額繰上返済			
(1)ご融資後3年以内			55,000円
(2)ご融資後3年超5年以内			44,000円
(3)ご融資後5年超10年以内			33,000円
(4)10年超			22,000円
2.全額繰上返済(一部繰上返済含む)(他行借換により返済する場合)			
ご融資後(年数に関係なく)			残高×2.0%
3.一部繰上返済及びそれに伴う返済方法の変更(他行借換以外)			
(1)100万円以下			11,000円
(2)100万円超300万円以下			22,000円
(3)300万円超			33,000円
4.証書貸付条件変更(保証付以外・1件に付き)			11,000円
5.住宅ローン融資手数料			55,000円
6.融資証明書発行手数料			22,000円
7.収益物件融資事務手数料			
*収益物件融資とは、賃貸目的の土地・建物購入資金、または増改築・修繕に対するご融資です。(乗換資金含む)			
(1)100万円超~1000万円以下			55,000円
(2)1000万円超~3000万円以下			77,000円
(3)3000万円超			110,000円

- (注)1.上記の手数料には消費税を含んでいます。
 2.上記手数料の金額は、令和4年4月1日現在の金額であり、将来改定された場合は改定後の手数料を適用させていただきます。
 3.平成25年4月4日以前の「金銭消費貸借契約証書」における「特約条項」3項(繰上返済)については、本手数料は適用いたしません。
 4.3.の一部繰上返済について、1ヶ月内に複数回実施する場合は、2回目以降に合計した金額を手数料といたします。
 5.繰上返済手数料については、「金銭消費貸借契約証書」の条項を優先いたします。
 6.4.の「条件変更」には、金利の変更を含みます。
 7.7.については浴場業者及び事業転換者は除くものとします。

当組合の子会社

該当事項なし

店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

店 名	住 所	電 話	ATM
本 店	〒101-8630 東京都千代田区東神田1丁目10番2号	(03)5687-2640	1台

■ 主要な事業の内容

- A. 預金業務
 当座預金、普通預金(総合口座)、無利息型普通預金(決済用預金)、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取り扱っております。
- B. 貸出業務
 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務
 取り扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、外国証券、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
 送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
- F. 外国為替業務
 全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
- G. 社債受託及び登録業務
 取り扱っておりません。
- H. 金融先物取引等の受託等業務
 取り扱っておりません。
- I. 附帯業務
 (イ)債務の保証業務
 (ロ)代理業務
 (a)全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫(生活衛生貸付・普通貸付・教育貸付)、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、株式会社商工組合中央金庫の代理貸付業務
 (b)東京都制度融資(公衆浴場利子補助融資、個人住宅利子補助助成)の取扱店
 (ハ)地方公共団体の公金取扱業務(東京23区のみ)
 (ニ)株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

内国為替取扱実績

(単位:件数、千円)

区 分	令和2年度末		令和3年度末		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	6,364	8,993,721	6,462	6,976,000
	他の金融機関から	10,918	11,653,248	10,976	9,986,577
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第96期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月27日
 東浴信用組合
 理事長 金山一信

会計監査人による監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、東陽監査法人による任意監査を受けております。

地区一覧

- ・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

■総代会の仕組みと役割

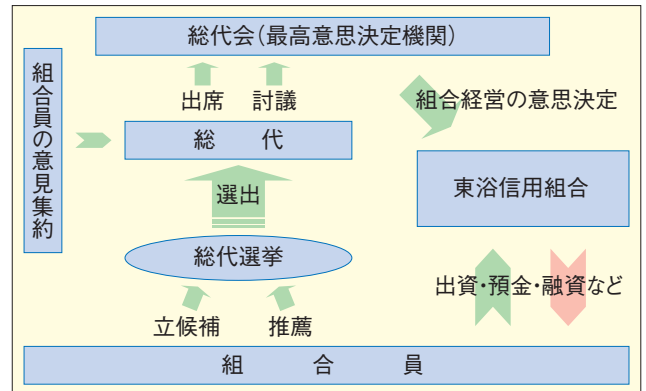
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員4,168名(令和4年3月末)と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



当組合では、日常の営業活動を通じて総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各地区毎に自ら立候補した方もしくは地区に属する組合員から推薦された方の中から公平に選挙を行い選出されます。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を29地区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、110人以上140人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております(令和4年3月31日現在の組合員総数は4,168人)。

■総代会の決議事項等の議事概要

第97期通常総代会が令和4年6月24日午後1時より、当組合本店で開催されました。当日は総代128名のうち、出席88名(うち、委任状による代理出席44名)のもと、全議案が可決承認されました。

(報告事項) 第96期(令和3年4月1日から令和4年3月31日 まで)事業報告の件
……原案のとおり報告いたしました。

(議決事項)

第1号議案 第96期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
計算書類(貸借対照表・損益計算書)承認の件
……原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 第96期 令和3年度剰余金処分(案)承認の件
……原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 令和4年度役員報酬枠承認の件
……原案のとおり承認可決されました。

第4号議案 令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
事業計画承認の件
……原案のとおり承認可決されました。

第5号議案 監事任期満了に伴う選出の件
千代田区 安岡 孝
特別区域 野坂 和夫(員外監事)
……以上2名が選出されました。

第6号議案 退任理事に対する退職慰労金承認の件
……原案のとおり承認可決されました。



■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

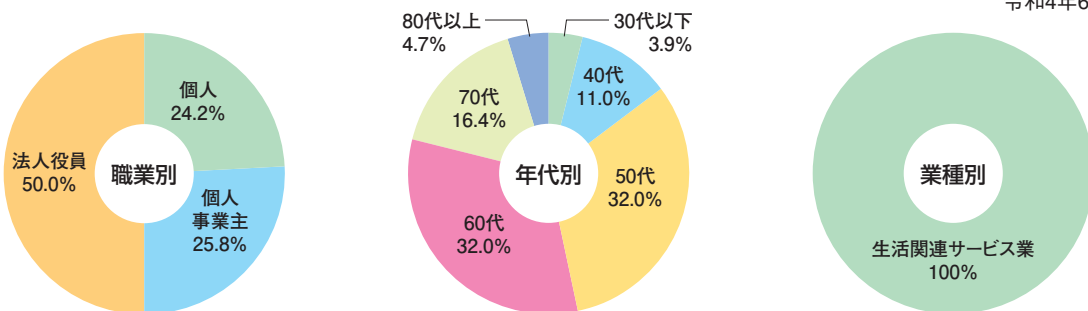
令和4年6月24日現在

選挙区	総代定数	総代数	総代氏名(敬称略)
第1地域 千代田区・中央区・ 台東区・文京区・ 港区・荒川区	千代田区 1名	1名	長谷川弘文⑤
	中央区 1名	1名	大橋 晶与①
	台東区 5名	5名	北島 敏一⑥ 石田 智彦② 長沼 雄三② 梅澤 重成② 梅田清治郎②
	文京区 2名	2名	岡嶋 登④ 岡嶋 幸夫③
	港区 1名	1名	相坂 晃男③
第2地域 墨田区・江東区・ 足立区・葛飾区・ 江戸川区	荒川区 5名	5名	田中 照夫⑤ 栗田 尚史③ 小倉 賢治① 池田 信子① 川畑美江子①
	墨田区 6名	6名	長沼幸三郎⑥ 法京 誠④ 伊藤 林③ 伊藤 宏② 渡辺 敏男③ 高波 芳之②
	江東区 4名	4名	石坂 慎一② 小林 康一② 今本 智之④ 久島 美孝①
	足立区 7名	7名	堀田 晃一④ 岡田 博樹② 梅澤 幹雄② 松本 康一③ 島 圭介① 若林 宏① 田中 匠①
	葛飾区 7名	7名	蟻 弘幸④ 野口 一文② 山田 正伴④ 酒井 宏仁② 坂田 浩二④ 本間 一郎① 栃倉 亮輔①
第3地域 新宿区・渋谷区・ 中野区・杉並区	江戸川区 8名	8名	中山 光雄⑤ 嶋原 和行② 中里 修一④ 田島 孝司④ 高原 常行③ 金子 政俊② 岡部 利紀① 岡部 洸樹①
	新宿区 4名	4名	末岩 道明② 前田 哲也④ 綾部 晃充⑤ 高取 昭夫②
	渋谷区 2名	2名	山田 昌之③ 佐近 梅吉④
	中野区 5名	5名	柿木喜代志④ 石井 隆夫⑦ 松本 吉司② 松本 元伸④ 庄田 正徳②
第4地域 品川区・大田区・ 世田谷区・目黒区	杉並区 5名	5名	伊藤 徳司② 宮前 稔④ 末岩 尚人① 川崎 弘樹① 大小島聖志①
	品川区 5名	4名	新井 重雄④ 伊東 正博④ 坂詰 治男⑧ 富山 秀二②
	大田区 9名	9名	小林千加史③ 山岸 勝利⑤ 佐藤 徳保② 前田 巖④ 田辺 俊将⑨ 森口 智之④ 田邊 一繁③ 小林 茂夫④ 前田 耕一①
	世田谷区 6名	4名	島尻 光明⑤ 近藤 芳之⑥ 石川 豊⑥ 清水 信子④
第5地域 豊島区・北区・ 板橋区・練馬区	目黒区 3名	3名	米津 幸司⑤ 澤味 孝次② 大湯 正彦②
	豊島区 5名	5名	久保 文宏② 原田 勝幸② 村上 典之③ 蓮實 金央④ 高井 浩之①
	北区 6名	6名	徳江 康幸② 白井 義明③ 永田 勇治③ 田村 将一② 佐藤 裕亮④ 村上 礼隆①
	板橋区 6名	6名	法橋 貞成④ 南出 明宏② 萩中 智之④ 山田 昌弘③ 松浦 秀治③ 石井 光徳①
第6地域 北多摩・武蔵野・ 八南	練馬区 5名	5名	風間 幸雄④ 野内 幸栄③ 小林賢太郎② 高野泰思登② 法橋 一賢①
	北多摩 5名	5名	冨永 正敏◆ 佐伯 雅斗④ 田村 治吉⑤ 栗原 和治⑥ 町田 文雄⑤
	武蔵野 4名	4名	新井 裕之⑤ 藤田 哲司⑦ 毛利 友昭② 本橋 寛征①
神奈川県	八南 2名	2名	加藤 泰造⑤ 小嶋 宏和①
	神奈川県 6名	6名	森田 守② 小野田将夫③ 山崎 潤一⑤ 星野 実② 安田 信篤① 中村 智一①
千葉県	千葉県 3名	3名	土肥 一夫⑥ 長沼二三六⑥ 渡邊 恵治①
埼玉県	埼玉県 3名	3名	岩代 秀則② 谷 弘幸④ 大橋 重則①
総代合計数	131名	128名	

(注) 1.氏名の後に就任回数を記載しております。
2.就任回数が10回以上の場合は◆で示しております。

■総代の属性別構成比

令和4年6月24日現在



※業種別は、法人、法人役員、個人事業主に限る。

■組合員の意見を反映させる取組状況に関する事項

当組合はガバナンスの機能強化に向けた一環として、組合員の皆さまを対象とした「ご相談・苦情等についてのお問合せ窓口」を設置して、皆さまから頂いたご意見やご要望を信用組合経営や総代会に反映させております。

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

融資を通じた地域貢献

当組合は公衆浴場業者及びその関連する事業を営む中小規模事業者を組合員とする信用組合であり、特に浴場業特有の設備資金の需要にお応えし、組合員の皆さまの経済的発展に寄与・貢献することを目指して営業しております。融資内容と致しましては、主として以下の貸出商品にて組合員の皆さまの資金需要にお応えしています。

- 1.浴場の維持存続のための「設備資金」、「運転資金」の貸出を積極的に行っています。
 - 2.浴場業界存続のための都、区制度融資等の推進により浴場改築、中普請等の設備資金需要に対応します。
 - 3.東京信用保証協会と連携し、預かり湯(賃貸浴場)による浴場の維持存続・継続のための資金「ツナグ」の取扱いを行っています。
 - 4.浴場業者の転廃業による賃貸住宅建築のための長期設備資金又その賃貸住宅維持のための資金に対応いたします。
 - 5.担保に依存しない小口融資の推進。
 - 6.浴場のガス化及び耐震化促進支援のために「ガス化マル特」、「耐震化マル特」融資の取扱いを行い、浴場の合理化、活性化の支援を行います。
- 上記以外にも組合員のご親族の方々(二親等以内のご親族)への住宅ローンや生活資金等のご融資や条件変更の対応も積極的に推進しております。

条件緩和に関する申込及び実施状況(令和4年3月末)

●お客様が中小企業者である場合

(単位:件数)

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	うち、信用保証協会等による保証を受けていなかった貸付債権の数					うち、信用保証協会等による保証を受けていた貸付債権の数				
	うち、実行に係る貸付債権の数	うち、謝絶に係る貸付債権の数	うち、取り下げに係る貸付債権の数	うち、審査中に係る貸付債権の数		うち、実行に係る貸付債権の数	うち、謝絶に係る貸付債権の数	うち、取り下げに係る貸付債権の数	うち、審査中に係る貸付債権の数	
件数	254	254	246	5	3	0	0	0	0	0

●お客様が住宅資金借入者である場合

(単位:件数)

貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	うち、実行に係る貸付債権の数	うち、謝絶に係る貸付債権の数	うち、取り下げに係る貸付債権の数	うち、審査中に係る貸付債権の数
件数	0	0	0	0

地域密着型金融推進計画の進捗状況(令和3年4月～令和4年3月)

●個別項目の取組み

項目	具体的な取組み	進捗状況
組合員に対する金融の円滑化	経営改善支援(事業再生・事業承継等)	・営業推進部員が定期的に顧客を訪問し、情報を収集するとともに種々相談に応じ、適切な経営改善支援を行う態勢を構築しております。 令和3年度相談件数 12件
	東京都及び各自治体と連携した制度融資の推進	・東京都及び各区とタイアップし、公衆浴場改築・中普請等の利子補助融資を採り上げました。(令和3年度実績) 東京都各区の利子補助対象融資 2件/1億円 ・令和3年度の実績はディスクロージャー誌、並びにホームページで公表いたします。
	担保・保証に依存しない融資等の推進	・「担保保証に必要以上に依存しない融資」について当組合は積極的に対応するよう職員に徹底しております。 令和3年度「担保・保証に依存しない新規融資」82件。
顧客サポート	相談、苦情窓口の充実	・相談・苦情受付窓口の体制強化、充実を図るとともに相談・苦情受付専用電話・FAXを設置しております。 電話・FAX番号 03-3865-8568 今後も役職員が一丸となって、お客様を大切にする姿勢と健全経営に努めます。 相談・苦情受付体制については、ディスクロージャー誌及びホームページに掲載いたします。
環境への取り組み	クールビズの実施	・令和3年度も地球温暖化対策の一環として、夏季の「クールビズ」、冬季の「ウォームビズ」を継続実施いたしました。
	環境対応型融資の促進	・SDGsの取組みの一環として、浴場業界の燃料のクリーンエネルギー化を促進するための「ガス化マル特貸付」、追加商品として「スクラムとうよく・クリーン化推進融資長期」及び浴場の耐震化支援のため「耐震化マル特貸付」により組合員のニーズに応えるべく取組みました。
その他の取り組み	人材の育成(研修会・勉強会の充実)	・法令等遵守について、主旨の徹底を図るため、外部研修会・内部勉強会を定期的に行っています。 新人職員は、「新人職員研修」等外部研修及び浴場実地研修等内部研修も実施しています。

当組合の「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	75件	82件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.68%	45.30%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件	0件

地域密着型金融の取組み状況

当組合は、公衆浴場業者及びこれに関連する事業を行う小規模事業者などを主対象とする業域の金融機関として大きな信頼を頂いております。地域密着型金融の推進を行い一層の信頼関係を築き、豊かな母体業界の実現と信頼される公衆浴場業者ファミリー信用組合を目指しています。

1. ライフサイクルに応じたお取引先の支援強化

(1) 浴場存続のための融資商品の充実

浴場の維持存続のため、あらゆる浴場の設備に関する支援を強化するために、「がんばれ銭湯!」等銭湯業者向け融資の充実を図っております。

(2) 東京信用保証協会との連携

浴場の維持存続のため、東京信用保証協会と連携した商品「ツナグ」により「預かり湯」（賃貸浴場）の支援強化を行ってまいります。

(3) コンサルティング機能とノウハウを活かした事業転換支援

公衆浴場業者のファミリー信用組合として、浴場廃業後の安定した生活の維持向上のため事業転換においても、コンサルティング機能や蓄積されたノウハウを活かし、不動産業等（賃貸住宅・介護施設・保育園等）への支援を積極的に行ってまいります。

(4) 創業支援の推進

二親等まで組合員資格が拡大・充実したことにより、新たに事業を始める親族の増加や浴場廃業後の新規事業を起業するお客さまに対して積極的に資金サポートを行ってまいります。また、「東京都」・「東京信用保証協会」と連携し「女性・若者・シニア創業サポート事業」を活用し「低利融資」「事業計画アドバイス」「経営サポート」を行い、創業支援を強力に推進してまいります。

(5) 経営改善支援

お取引先の経営改善や事業再生への支援を強化し、お取引先の経営・財務等のアドバイスや経営実態に合わせた「経営改善計画書」の作成支援を行ってまいります。

(6) 事業承継支援等の相談業務

相続・贈与・遺言・事業承継・不動産の有効活用等のご相談窓口を一元化し、相談業務体制を充実させてまいります。

(7) 外部機関との連携

「東京都」や「東京信用保証協会」等、外部専門機関等と連携し、お取引先の課題解決の支援に取り組んでまいります。

(8) 各種ビジネスフェアへの参加

全国信用協同組合連合会等が主催するビジネスフェアに積極的に参加します。

2. 円滑な資金供給の徹底と事業価値を見極める融資手法

(1) 業域信用組合ならではの「融資商品」を充実させ「浴場経営」の維持向上のための資金サポートを積極的に行ってまいります。

(2) 事業性評価融資を推進し、無担保・無保証融資を積極的に取り扱っています。

3. 業域経済への貢献と業域のお客様に対する情報発信

(1) 役員研修の実施

(2) ディスクロージャー誌の発行

(3) ホームページの刷新

(4) 東浴レポートの発行

4. 環境への取組み

(1) クールビズ、ウォームビズの実施

当組合では、「電力不足解消」や「地球温暖化対策」のため、照明や空調など設備の一部制限を行っております。また、今年度も前年同様クールビズ、ウォームビズを実施いたしました。

(2) 環境対応型融資商品のお取扱い

平成20年度より浴場のガス化のための「ガス化マル特」融資を制度化し、環境対応型融資の促進を図っております。

5. その他の取組み

(1) 総代会の機能強化に取り組んでまいります。

(2) 法令等遵守につきましては、趣旨の徹底、研修会の実施を着実に行ってまいります。

(3) 個人情報の管理を徹底し、漏洩防止に努めてまいります。

(4) 組合員資格拡大により更なる公衆浴場ファミリー信用組合を目指してまいります。

6. 取組み状況の公表

充実したわかりやすい情報開示の推進

地域密着型金融推進計画の進捗状況について小冊子を店頭に掲げ置きする他、上半期の経営情報開示（ミニディスクロージャー誌）及び決算経営情報開示（ディスクロージャー誌）に掲載し、半期ごとに公表いたします。

「地域密着型金融推進計画」の進捗状況の公表につきましては、利用者の利便性の向上と顧客の信頼を得るためにも「ディスクロージャー誌」の公表のほかホームページで半期ごとに速やかに公表いたします。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

経営改善支援等については、組合全体で取組みます。特に財務内容等に問題点を抱えているお客様について、お客様と経営改善に向けた認識を共有し、問題点の改善提案や改善のための計画策定等の支援活動を行います。

(単位：先数、%)

期初債務者数 (A)	うち経営改善支援取組み先 (α)			経営改善支援取組み率 (α/A)	ランクアップ率 (β/α)	再生計画策定率 (δ/α)
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 (γ)	α のうち再生計画を策定した先数 (δ)			
128	28	0	28	21.8	0.0	3.5

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和3年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合は今後もコンサルティング機能を発揮し、あらゆる経営相談を承り、積極的に金融の円滑化に取組みます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

お客様の経営支援に関するご相談、返済に関する条件変更等のお申し出については、「金融円滑化窓口」を設置し、金融円滑化担当職員が、迅速に対応する態勢を整えております。また、お伺いしている訪問担当者へお気軽にお声がけください。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

●創業・新規事業への支援

浴場業廃業後についても組合員資格を有し、廃業後の「創業・新規事業」等について、積極的に支援・コンサルティング機能を発揮することとしております。また、東京都と連携して「女性・若者・シニア創業サポート」の取扱いをしております。(詳細については、当組合「融資部」までご連絡ください。)

●成長段階における支援

転廃業後の新規事業の支援についても、過去の条件変更の有無や財務内容・債務者区分のみを審査判断とせず、お客さまの状況をよく見極め対応することとしております。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

積極的に経営改善計画に関与しております。事業再生や業種転換についてもコンサルティング機能を活かし積極的に進めています。

●事業性評価に基づく融資等の推進

担保・保証に必要以上に依存することなく、事業内容や成長の可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを推進します。

地域の活性化に関する取組み状況

当組合は、浴場業の「業域信用組合」であり、その使命は「浴場の維持・存続」です。その軸足を外さず、常に「お客様」目線をもって、活動しております。そのため、浴場の維持・存続のための資金については積極的に対応しております。中普請をはじめ、ボイラー、配管、タイル等の張替などの改修・改築をはじめ、煙突の解体や燃料仕様の変更(ガス化等)、また、浴場地借地における底地買取や浴場の購入資金等、浴場に関連するあらゆる資金に低利で対応しております。また、消費資金等の貸出も行っております。

新型コロナウイルスへの対応

当組合では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しているところから、資金繰りの商品として「新型コロナウイルス関連対策ローン」商品の取扱いを継続いたしました。それとともに「新型コロナウイルス感染症相談窓口」も継続し、「条件変更」にも積極的に対応いたしました。

職員は出勤時に検温を実施し、勤務中や外訪時のマスク着用を義務づけ、手指消毒も徹底しました。浴場の売上集金等の営業活動を行うなかで「浴場(お客様)」の実態の把握を務めるとともに、融資の条件変更や資金繰りの相談、提案も継続して実施いたしました。

[通帳・カード] 盗難・紛失時のご連絡先

曜日	受付時間帯	受付先	電話番号
平日	9:00～17:00	東 浴 信 用 組 合	03-5687-2640
	17:00～翌9:00	信 組 A T M セ ン タ ー	047-498-0151
土・日・祝日	24時間対応 ※但し、第2・4土曜日の23:45から 翌日曜日の7:00迄は休止しています。	信 組 A T M セ ン タ ー	047-498-0151

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1.組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2.外部専門機関と連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3.取引を含めた関係の遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識するとともに、コンプライアンスを徹底するため、組織全体として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

4.有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5.資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠蔽するための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

個人情報保護宣言(令和4年4月改定)

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1.個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙(※)の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2.個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取扱いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取扱いいたしません。

(1)預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報

(2)各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報

(3)商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3.個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙(※)に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4.個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

(1)お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合

(2)情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5.個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙(※)に表示する特定の者と共同利用しております。

但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6.個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

(1)個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。

(2)取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。

(3)個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれ把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。

(4)個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

(5)個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

(6)アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7.お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1)開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2)訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3)利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。

(4)ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申出ください。

8.ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部 Tel 03-5687-2640 Fax 03-3865-5097

(※)当組合ホームページ上で公表しております。



東浴信用組合

〒101-8630 東京都千代田区東神田1-10-2

TEL : 03-5687-2640 FAX : 03-3865-7210 / 03-3865-5097

<https://www.touyoku.shinkumi.jp>